

三一七八の一に置く。

第二章 目的および活動

第三条 本会は土浦およびその周辺の自然に親しみ
けない。

第四章 会 員

第六条 本会の会員は本会の目的に賛同し、規約を
守り、会費を納入するものとする。また、
本会の目的に賛同し、執行委員会の承認を
得て所定の賛助会費を納入するものを賛助
会員とする。

第七条 会員は本会の開催する総会、懇談会、講演
会等に出席し、本会の運営活動に不可欠の
資料収集、調査研究に協力し、より多くの
市民に、自然保護の意義を認識してもら
うが各種活動に参加することが望ましい。

第五章 財源及びそれに関する事項

第八条 本会の財源は、会費、寄付金、その他の収
入をもつてこれにあてる。会員は一般会費
年額五百円、十八才以下年額三百円、賛助
会費は年額一口二百円とする。

但し、寄付金に関しては、特定の企業体、
政治団体、政治家、および特定の商店から

第五条 本会は一般市民の自主的参加によつて組織
された市民団体であり、その運営活動は特
定の企業、政治団体、政治家等の干渉を受
の宣伝目的の寄付金は一切これを受けない。
また既に公害源となつてゐるか、今後なる
可能性のある企業体からの一切これを拒
否する。

第九条 本会の活動は原則として無報酬とする。資
料収集、実地調査研究の際の交通費、食事
代等は自弁とする。但し、刊行物の作成、
講習会の開催、通信費等は必要経費として
財源より支弁する。

第十条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり
翌年三月三十一日をもつて終わる。

第六章 役 員

第十一条 本会には次の役員を置く。

一、会長 一名

一、書記 一名

一、会計 一名

一、執行委員五し十名（書記会計を含む）

第十二条 前記役員は、総会に於て選出される。

第十三条 副会長、顧問、監査役等は必要に応じ、こ